

令和 3 年

小樽市議会会議録（４）

第 1 回 臨時会

小 樽 市 議 会

令和 3 年

小樽市議会第 1 回臨時会

令和3年 10 月 28 日開会

令和3年 10 月 28 日閉会

令和3年第1回臨時会 会期及び会議日程

1 会 期 10月28日（1日間）

1 会議日程

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
10月 28日（木）	提案説明、討論、採決等	議会運営委員会

令和 3 年
小樽市議会
第 1 回臨時会会議録目次

○ 10月28日（木曜日） 第 1 日目

1 出席議員	1
1 欠席議員	1
1 出席説明員	1
1 議事参与事務局職員	1
1 開 会	3
1 開 議	3
1 会議録署名議員の指名	3
1 日程第 1 会期の決定	3
1 日程第 2 議案第 1 号	3
○提案説明 市長（議 1）	3
○討 論 中村（吉宏）議員	4
○討 論 佐々木議員	5
○討 論 川畑議員	6
○討 論 秋元議員	6
採 決	7
1 閉 会	7

第 1 回臨時会議事事件一覧表

議 案 番 号	件 名
1	令和 3 年度小樽市一般会計補正予算

令和3年
第1回臨時会会議録 第1日目
小樽市議会

令和3年10月28日

出席議員（25名）

1番	横	尾	英	司	2番	松	田	優	子
3番	小	池	二	郎	4番	中	村	岩	雄
5番	面	野	大	輔	6番	高	橋		龍
7番	丸	山	晴	美	8番	酒	井	隆	裕
9番	秋	元	智	憲	10番	千	葉	美	幸
11番	高	橋	克	幸	12番	松	岩	一	輝
13番	高	木	紀	和	14番	須	貝	修	行
15番	中	村	吉	宏	16番	中	村	誠	吾
17番	佐々	木		秩	18番	林	下	孤	芳
19番	高	野	さ	くら	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	濱	本		進
23番	山	田	雅	敏	24番	鈴	木	喜	明
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	迫	俊	哉	副	市	長	小	山	秀	昭
総務部長	佐藤	靖久			財政部長	上石					明
産業港湾部長	徳満	康浩			産業港湾部 港湾担当部長	佐藤					文俊
総務部総務課長	中村	弘二			財政部財政課長	笹田					泰生

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行った。

議事参与事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 正 樹	事 務 局 次 長	佐 藤 典 孝
庶 務 係 長	加 藤 佳 子	議 事 係 長	深 田 友 和
調 査 係 長	柴 田 真 紀	書 記	阿 部 久 美 子
書 記	相 馬 音 佳	書 記	中 村 知 奈 津
書 記	三 上 恭 平		

開会 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、令和3年小樽市議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、丸山晴美議員、須貝修行議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を、本日1日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号」を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） 令和3年第1回臨時会の開会に当たり、ただいま上程されました、議案第1号令和3年度小樽市一般会計補正予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、札幌地方裁判所、平成31年（行ウ）第3号損害賠償請求事件、いわゆる「高島観光船訴訟」の判決に基づく損害賠償金等の支払いに係る補正予算であります。

まず、本件訴訟につきまして概括的に説明申し上げますと、原告であります観光船事業者が高島漁港区において観光船事業を行うに当たり、本市が小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例、いわゆる分区条例の規定の解釈を誤り、平成28年6月1日に当該事業の実施に必要な許可を行ったことが発端となっており、当時、これを含め、当該事業に関し6件の許可等が行われております。

その後、当該許可の違法性を指摘する公益通報等の審査を行ってございました小樽市コンプライアンス委員会から、平成29年8月21日に、観光船のための係船環や建築物が分区条例に違反する旨の報告がありましたことから、最終的に市は違法な許可を行ったことを認め、平成30年4月27日に一連の許可等を取り消したものであります。

当該観光船事業者からは、平成31年2月13日、本市に対し、取消処分取消しを求める観光船事業に係る許認可取消処分等取消請求事件が札幌地方裁判所に提訴されたところですが、その後、原告から1億4,320万6,907円及び遅延損害金を求める損害賠償請求に訴えの変更申立てがなされ、令和2年1月16日付けで裁判所がこの申立てを許可し、その後、損害賠償請求事件として訴訟が進められてきたところであります。

この間、裁判所からは和解金6,000万円の提示もありましたが、その積算に疑義もありましたことから、本市としては、必要な反論をした上で判決を待つこととし、本年10月8日にその判決言渡しがあったところであります。

判決の内容としましては、本市に対し、5,578万8,060円に年5分の遅延損害金を加えた損害賠償金の支払いを命ずるもので、この遅延損害金の計算の起算日は、一連の許可等の取消しがあった平成30年4月27日となっております。

本市といたしましては、そもそも本市が違法な許可等を行い、これを取り消したことに伴う損害賠償を求められた事案でありますことから、損害賠償自体は避けられないという認識の下、その額について争ってきたところでありますが、判決内容を精査した中では、控訴する実益は少なく、また、何よりも違法な

許可等により損害を与えた原告に対し、1日も早い損害賠償金のお支払いをすべきという思いに至りましたことから、判決を受け入れる判断をいたしました。

この結果、判決に基づく損害賠償金及び本市訴訟代理人の弁護士報酬の合計額7,015万1,865円を支払う必要が生じたことから、判決が確定する10月22日の満了を待って、この度、予算を措置するものであります。

これらに対する財源といたしましては、財政調整基金からの繰入金を計上いたしました。

前市長の行政運営の下で行われた事案であったとはいえ、私としましては、本市が違法な許可等を行ったことが原因で、多額の損害賠償金を支払わなければならなくなりましたことには義憤を感じますし、市民の皆さんに対しましては、大変申し訳なく思っております。

当時、議会では当該許可が違法である旨の御指摘を再三いただいていたにもかかわらず、前市長はその違法性を認めず、議会の心配は御無用、全ての責任は市長である私にあるなどと強弁をしていたものであり、議会の指摘に真摯に向き合うこともなく、結果的に本市が多額の損害賠償金を支払わなければならなくなったことに対する前市長の政治的責任は重大と言わざるを得ないものと考えております。

一方で、法的責任として、国家賠償法第1条第2項に規定する求償権を行使するためには、その要件であります「故意又は重大な過失」があったことを立証する必要があります。

当時の議会議論を踏まえますと、前市長に対しては、当然に求償権の行使を求めるべきとの声はあると考えますが、同法に基づく責任を問えるかどうかにつきましては、さらに慎重な検討が必要と考えておりますことから、最終的な判断までには、今しばらくお時間をいただきたいと思いますと思っております。

この件につきましては、判断がつき次第、改めまして議会に報告させていただきたいと考えております。

以上、高島観光船訴訟の経過を含め、議案の提案理由を説明させていただきましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、討論に入ります。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

○15番（中村吉宏議員） 自由民主党を代表し、議案第1号令和3年度小樽市一般会計補正予算について、可決の立場で討論いたします。

今回上程された議案は、訴訟で判決が確定したものであり、本市としては支払わなければならないものであるため、議会として認めざるを得ないと考えます。

本市がこのような支出を行わなければならない理由は、迫市長が提案説明で申されたとおり、森井秀明前市長の下で行われた、法律、条例に反した複数の許認可業務によるものであります。

これらについて、市長は、前市長の政治的責任は重大と発言されておりますが、我々が考えるに、それは政治的責任の範疇ではなく、行政の執行者としての責任を果たさなかったことが重大であると考えます。当該許認可等については、議会でも多くの議員が質疑の中で違法性を指摘し、そのたびに森井前市長は明確かつ合理的な答弁を行わないまま、議会の心配は不要である、全責任は自身にある、と主張してきたわけではありますが、議会の指摘や心配は的中してしまいました。その行政運営について、市長は義憤を感じると述べられましたが、我が会派も同じ思いであり、市民の税金を、このようなことに使わざるを得ないことは非常に遺憾なことだと考えます。

提案説明の中で市長は、国家賠償法第1条第2項の求償権に言及されました。我が会派もこの求償権行使について、会派内で議論のあったところです。これが実行可能かどうか、幾つかの論点を整理しなければならないことも認識しております。さらに、前例が少ないということも認識しております。それもその

はずです。世の中で同様の事例が多発するようであれば、それは地方自治の崩壊を意味するからです。行政は常に合法、安定的に進められて当然でなければならないものです。

それに反し、本市では、前述の違法な許認可等が行われたわけですが、その求償を検討する前提として、今回、なぜこのような違法性のある許認可等の判断が行われたのか、その経緯をしっかりと調査しなければならないものと考えます。平成29年8月に、小樽市コンプライアンス委員会は、係船環や建築物が分区条例違反であることを示しましたが、なぜ、このような違法な判断が行われたのかまでを示すものではありません。その後、庁内で聞き取り調査を行ったということは伺っているものの、その進捗は捗々しいものではないとのこと。今後においては、専門家も交えた外部の目により、再度しっかりと調査を行うことも必要なのではないかと考えます。その上で、当該求償権行使の検討をしっかりと行っていただきたいと考えます。これらに関し、我が会派もでき得る限りのことは協力させていただきたいと思っております。

今回、市民の税金から7,000万円を超える支出を行わなければなりません。また、厳しい財政状況の下、収支改善プランに真筆に取り組んでおられる職員の皆さんを思えば、この支出はとても残念でなりません。通常の合法的行政運営が行われていれば、支払わなくて済むお金です。このような結果に対し、全責任は私にあると豪語した森井秀明前市長には、人生をかけて償っていただきたいと、我々の思いを最後に述べて、以上討論といたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、佐々木秩議員。（拍手）

○17番（佐々木秩議員） 立憲・市民連合を代表し、令和3年度小樽市一般会計補正予算に可決の立場で討論いたします。この予算案は当然の帰結です。確かに判決文としてはおおよそ妥当なものだと思いますし、また控訴をしなかった市長の判断も妥当だと思います。したがって予算案には賛成をします。賛成はしますが、どうしても納得がいかない、憤りの感情を抑えられない、そのように思っております。

そこで一つお願いがあります。この歳出の原資は税金です。そう思ったとき、2010年の高額療養費未請求問題を思い出しました。当時も多くの議論を重ねたそうですが結果、小樽市の支出については税金を使いませんでした。

当時とは状況が違うのは理解しますが、市民が到底納得ができない支出を小樽市がしなければならないという点は同じです。市長も同じ思いとは思います。ですから、提案説明でも求償について言及したのでしょう。法的に難しいのは十分理解できますが、1パーセントでも可能性がある限り、全額、森井秀明前市長に求償すべきではないでしょうか。それは実質的に1円でも小樽市が支出しなければならない金額を減らす努力の具体的な形だからでもあります。単純に全額求償が難しいとしても、全額訴える中で一部認められたとしてもそれはよいのではないのでしょうか。

例えばこのような視点はどうでしょう。判決文を見ると、小樽市が賠償をしなければならない項目については2016年6月1日以降に契約が締結されたものとなっています。司法は時系列を判断の基礎にしているのがわかります。そうなのであれば、小樽市議会は2016年9月6日からの平成28年小樽市議会第3回定例会で条例違反であると徹底的に追及をしました。

それにもかかわらず、森井前市長がこの時点で処分の違法を認めず許可の取消しも行わなかったということは、判例における国家賠償法上の求償権規定、重過失の要件である「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態」といえるのではないのでしょうか。

そして、小樽市事務専決規程第5条第1項第1号にある「市議会に關係のあるもの」は決裁権者は市長です。少なくとも2016年9月6日以降の損害については、重過失ある市長の不作为によって存在を拡大させたと考えることは可能ではないでしょうか。

結局森井前市長の在任期間中は処分取消しを行わず、その遅れによって損害を拡大させているのです。判決文の中を見ると継続的に支出をしていると思われる宣伝広告費は500万円強、2018年6月からの船舶係留費は200万円弱とあります。市長の不作为によって損害を拡大させた金額は一定程度存在するわけです。これらは求償が認められる可能性があると思います。

この臨時会に臨むに当たって議会の会議録を改めて読み返しました。当時は私たちも含め多数の議員が強い言葉で森井前市長に迫っていました。それは今日の事態を容易に想像できたからです。

しかし、当時の強力な市長権限の前では事態を動かすに至らず、無力感さえ感じたのを覚えています。

一方、権限のある森井前市長は議会で責任は全て自分にあると言っていました。その言葉が本当なら、この損害賠償相当額の寄附の申出があってもいいのではないかと思います。しかし、現段階でそんなことはないからこそ、この予算案になったのでしょう。私たちも迫市長と同じく義憤に駆られ以上のような提案をさせていただきました。

今後の求償等について市長提案では、市が判断の上、議会に報告とのことですのでその際にさらに議論を深めていく所存です。法律上の制約と、司法の判断もありますから市長の権限が及ばない部分も大きいことは十分に分かっていますが、そもそもの高島観光船問題、その責任の所在を明らかにし、市民の皆さんが納得いくよう最大限の努力をお願いしまして立憲・市民連合の討論といたします。（拍手）

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。（拍手）

○21番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して議案第1号令和3年度小樽市一般会計補正予算についての討論を行います。

我が党は高島漁港区の観光船事業の問題について、事業者の裁判訴訟によって本市に対する損害賠償金請求が起こることも懸念して、指摘をしてきました。

今回の損害賠償は小樽市コンプライアンス委員会が指摘しているように、森井秀明前市長が高島漁港区における観光事業者に対して行った、一連の許可等についての行政運営が極めて不適切で法令、条例違反であったことによるもので、前市長の責任は免れません。全市長に対しての求償権となれば前市長自身の故意または重大な過失があったことを立証する必要があります。

いわゆる高島観光船訴訟問題についてはこれまでの経過や今後の対応について、市民が納得できる状況に至っていないことから市民に真実を明らかにすることが必要であり、行政としても説明する必要があります。

また前市長の行ったこととはいえ、小樽市としての責任は免れませんので、どのように対応するか明らかにする必要があります。

そのためにも議会審議を尽くすことが必要ですが、本臨時会での提案は札幌地方裁判所損害賠償請求事件いわゆる「高島観光船訴訟」の判決に基づく損害賠償金等の支払いに関わる提案でありますので、反対するものではないことから可決の立場を表明し、討論といたします。（拍手）

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。（拍手）

○9番（秋元智憲議員） 公明党を代表し、議案第1号令和3年度小樽市一般会計補正予算、「高島観光船訴訟」の判決に基づく損害賠償金等の支払いに係る補正予算については可決の態度で討論いたします。

この問題は、市が管轄する高島漁港区で観光船事業を行うために必要な許認可に関連した問題であり、漁業権が設定され現に漁が行われており、漁業者からは強い反対がある中、議会の法令違反の指摘も無視し、強行的に許認可が行われました。

改めて当時の議論内容を確認しても、森井前市長や説明員からの発言は耳を疑うような答弁が繰り返され、かたくなに議会からの指摘に耳を貸そうとしない森井前市長に対して2度の辞職勧告決議が賛成多数で可決されたことから、いかに異常な状態であったのかは明らかです。

提案された議案第1号が可決されることにより、賠償金の実質的な負担は市民が負うことになります。森井前市長には、万が一訴訟が起きた場合あなたはどの責任を取るつもりかと聞きましたが、その際、「ご心配は不要でございます。」と強弁を張り、小樽市コンプライアンス委員会から一連の許可が法令条例違反の指摘を受けると、問題の責任を取るとして給与1か月50%減給条例案を提案してきたのであります。当然、議会は問題の深刻さから、そんな責任の取り方で許されるはずもなく減給条例案は否決となりました。その後、現在に至るまで誰一人責任を取っていないことは本当に問題であり、市民が納得するはずありません。

責任を明確にするために、市長が話された国家賠償法の求償権の行使なのか、または別の法的手段なのかは別としても、何らかの対応が必要だと考えます。

慎重な判断が必要になるということも理解できますので、迫市長にはぜひ、市民目線に立ち市民感情に配慮した対応をお願いいたします。

また、一般職員はもとより、管理監督者は改めて小樽市職員倫理条例をしっかりと確認し、二度とこのような問題が起きないように、職務に専念していただくことをお願いし討論いたします。

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより、採決いたします。

議案は可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本臨時会に付託されました案件は、全て議了いたしました。

第1回臨時会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 1時25分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 丸 山 晴 美

議 員 須 貝 修 行

○諸般の報告

○令和３年小樽市議会第１回臨時会議決結果表

○諸般の報告

(1) 監査委員から、令和3年8月分の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日印刷配付分)

以 上

令和令和3年小樽市議会第1回臨時会議決結果表

○会 期 令和3年10月28日（1日間）

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
1	令和3年度小樽市一般会計補正予算	R3.10.28	市長	—	—	—	—	R3.10.28	可 決

小樽市議会会議録

令和3年 第1回臨時会

令和3年2月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話（代）（0134）32-4111